

杉並区告示第 314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定公金事務取扱者に指定し、杉並区日常生活用具給付等事業の手数料の徴収事務を委託する。

令和8年7月21日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 受託者

株式会社東京医歯学総合研究所

代表取締役 山田 大志

2 指定日及び委託日

指定日 令和8年7月21日

委託日 令和8年7月21日

3 連絡先

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話 03-3312-2111 内線 1175